

環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程第 22 条に基づき  
定める継続研鑽に関する運用について

2025 年 9 月 12 日制定

2026 年 1 月 8 日改正

一般社団法人日本環境測定分析協会

会長 小野寺 明

環境測定分析士等資格認定制度は、環境測定分析に関する知識と技能の向上を図り、もって環境測定分析に係る社会的信頼性の確保に資することを目的としている。

このため、環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程（以下「規程」という。）第 13 条第 2 項において、環境測定分析士 1 級及び 2 級並びに環境騒音・振動測定士上級の登録者（以下「登録者」という。）は、継続研鑽に努めなければならないと定めている。また、規程第 21 条第 1 項では、登録抹消事由として「継続研鑽が不十分であると認めるとき」と規定している。

一定期間にわたり協会が開催する講習会等に参加せず、継続研鑽が不十分と認められる場合、当該登録者が制度の趣旨に適合しないおそれがあり、制度全体の信頼性を損なう可能性がある。

以上を踏まえ、規程第 22 条に基づき、継続研鑽義務不履行に関する運用を次のとおり定める。

- 1 規程第 13 条第 2 項に定める継続研鑽が十分に行われていない可能性がある場合、協会は当該登録者に対し、必要な報告又は説明を求めてその状況を確認し、必要に応じて改善を求めるものとする。
- 2 前項の求めにもかかわらず、継続研鑽の状況が改善されない場合、又は正当な理由なく継続研鑽を怠ったと認められる場合は、登録を抹消する。
- 3 前項に基づき登録抹消を行う場合は、規程第 21 条第 2 項の規定に基づき、その旨を当該登録者に通知するものとする。